質問主意書提出

八月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

いわゆる院内製剤に関する質問主意書（藤井基之提出）（第二三七号）

質問主意書転送

八月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

香港民間団体による尖閣諸島上陸事件に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第二三三号）

「国の財務書類」に対する検査に関する質問主意書（若林健太提出）（第二三四号）

東京電力に対する検査に関する質問主意書（若林健太提出）（第二三五号）

原子力規制委員会委員長及び委員候補者の人選に関する質問主意書（谷岡郁子提出）（第二三六号）

人事異動

内閣府

中央労働委員会委員に任命する（八月二十七日）

岡本　直美

外務省

（総合外交政策局国連政策課長）

外務事務官　小林　賢一

国際法局国際法課長に配置換する

（在中華人民共和国日本国大使館参事官）同　御巫　智洋

総合外交政策局国連政策課長に転任させる

（国際法局国際法課長）同　三上　正裕

在中華人民共和国日本国大使館参事官に転任させる

中華人民共和国駐箚特命全権大使を補佐し中華人民共和国に在勤する期間公使の名称を与える（以上八月二十五日）

海上保安庁

（海洋情報部長）海上保安官　加藤　茂

辞職を承認する

（海洋情報部付）同　谷　伸

海洋情報部環境調査課長に配置換する

（海洋情報部付）同　長屋　好治

海洋情報部技術・国際課海洋研究室長に昇任させる

（海洋情報部環境調査課長）同　寄高　博行

海洋情報部技術・国際課地震調査官）同　西澤あずさ

海洋情報部技術・国際課海洋研究室長に昇任させる

二等海上保安監を命ずる（以上八月二十七日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の岐阜県ご行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　九月二十八日

皇居（正門）御出門

東京駅御発

岐阜羽島駅御着

岐阜県美術館

障害福祉サービス事業所清流園

お泊所　岐阜グランドホテル

第二日　九月二十九日

岐阜市長良川鵜飼伝承館

岐阜メモリアルセンター長良川競技場（国体総合開会式場）

お泊所　岐阜グランドホテル

第三日　九月三十日

岐南町総合体育館

大垣市スイトピアセンター・学習館

大垣市奥の細道おすずの地記念館

岐阜羽島駅御発

東京駅御着

還幸啓

天候不良等の場合

第二日九月二十九日国体総合開会式場が長良川国際会議場に変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

岐阜市長良川鵜飼伝承館

長良川国際会議場（国体総合開会式荒天会場）

お泊所　岐阜グランドホテル

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、同条第６項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成24年８月29日

農林水産大臣　郡司　彰

銚子地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条の３第６項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　平成24年８月29日から平成24年９月18日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課

千葉県庁　銚子市役所

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者小島弘幸の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年８月29日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成24年９月７日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	労働者災害補償保険制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公聴会

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）に関する部分）の草案について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十三条の規定により公聴会を開催するので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　案件　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（女性労働基準規則に関する部分）

二　期日　平成二十四年九月五日

三　場所　東京都千代田区霞が関１丁目３番１号　経済産業省別館